京都市立幼稚園条例の一部を改正する条例(令和元年12月23日京都市条例第43号) (教育委員会事務局指導部学校指導課)

次のとおり京都市立楊梅幼稚園の位置を変更することとしました。

改 正 前	改 正 後
京都市下京区富小路通五条上る本神明	京都市下京区醒ケ井通松原下る篠屋町
町411番地	5 9 番地

この条例は、令和2年4月1日から施行することとしました。

京都市立幼稚園条例の一部を改正する条例を公布する。

令和元年12月23日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 4 3 号

京都市立幼稚園条例の一部を改正する条例

京都市立幼稚園条例の一部を次のように改正する。

別表位置の欄中「京都市下京区富小路通五条上る本神明町411番地」を「京都市下京 区醒ケ井通松原下る篠屋町59番地」に改める。

附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局指導部学校指導課)